大池・今井・名瀬風致地区の一部区域の変更について

1 風致地区の概要

(1) 風致地区とは

- ・ 良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定(16地区、3,710ha)
- ・ 地域の実情に応じ、4種類の種別に区分(第1種~第4種)風致地区において、風致の維持 に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、横浜市風致地区条例により、市長の許可が必要

(2) 許可が必要な行為

- ① 建築物その他の工作物の新築・改築・増築または移転
- ② 建築物等の色彩の変更
- ③ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更
- 4 水面の埋立て又は干拓
- ⑤ 木竹の伐採
- ⑥ 土石の類の採取
- ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

2 大池・今井・名瀬風致地区の概要

区 域:保土ケ谷区(今井町)、旭区(大池町、桐が作、南本宿町、万騎が原)

、戸塚区(名瀬町、品濃町、川上町) ※一部のみ指定の町名あり

指定日:昭和48年12月25日

面 積:396 ha

種 別:第3種風致地区

[参考]

今回、新たに風致地区に加わる区域における建築物の形態

種別	建ぺい率	容積率	建築物の 高さ	外壁後退		周囲の地面 と接する位
				道路	その他	置の高低差
第3種風致地区	40%	80% (※)	10m	2 m	1 m	6 m

※市街化調整区域(一般の区域)の建築物の形態制限による。

■ 風致地区についての問い合わせ先 ■

横浜市まちづくり調整局建築企画課 担当:松本、村田 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル4F

電話:671-2933 FAX:641-2756

「ホームページアドレス」http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/kenki/index.html